



# Sport Academy

—— スポーツアカデミー ——



## 第10回

「スポーツ白書～スポーツが目指すべき未来～」を読み解く

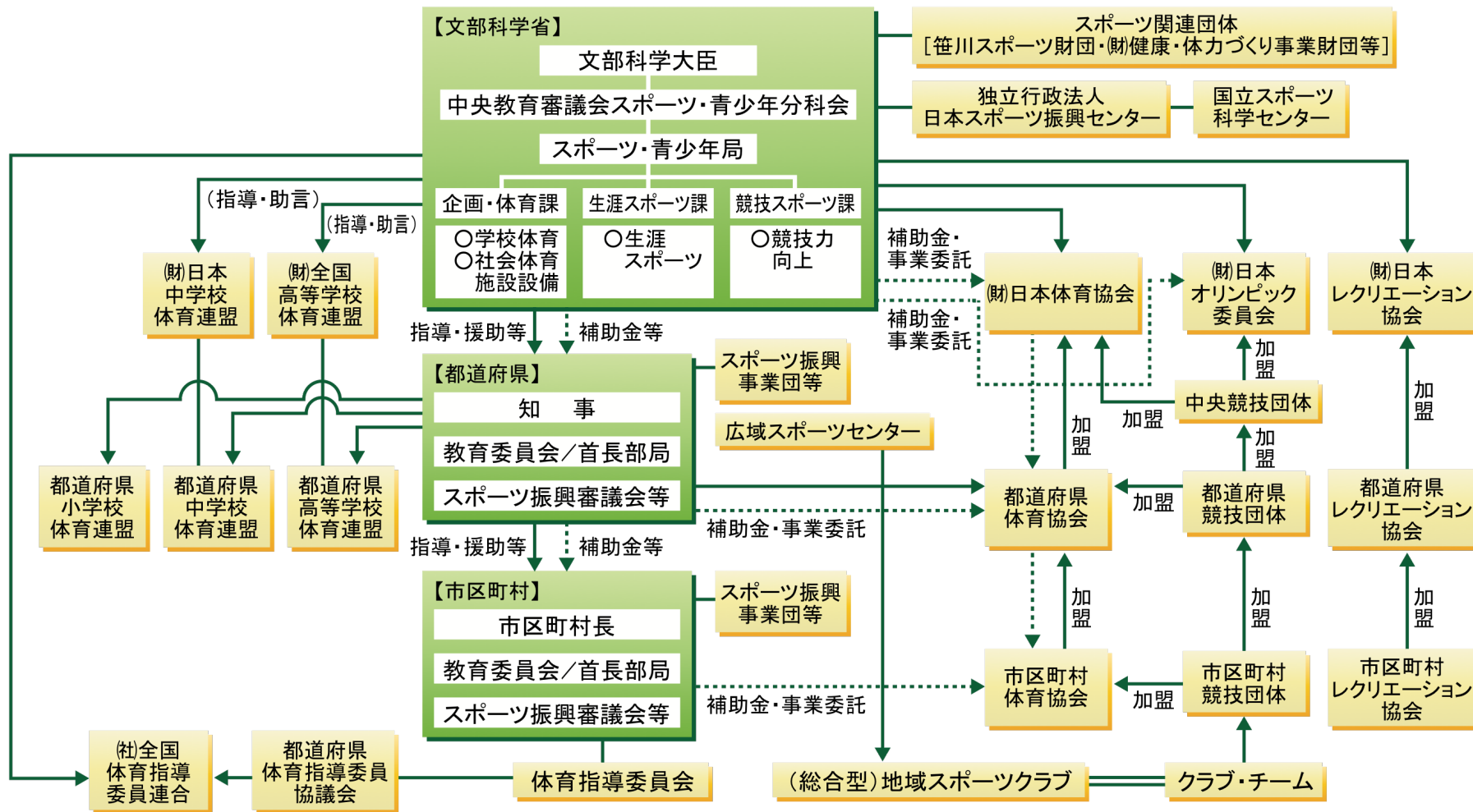
## 第10章 スポーツの行政機構と施策



2013年3月14日(木) 18:30～20:00



【図10-1】 わが国の体育・スポーツ振興体制



日本体育協会「スポーツ指導者必携」(2005)より一部改編

【表10-1】文部科学省スポーツ・青少年局の職務分掌

課名	所掌事務
<p>スポーツ・青少年 企画課</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. スポーツ・青少年局の所掌事務に関する総合調整に関すること。</li> <li>2. スポーツの振興に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。</li> <li>3. スポーツのための助成に関すること(スポーツ振興課及び参事官の所掌に属するものを除く。)</li> <li>4. 公立及び私立のスポーツ施設の整備(公立の学校の体育施設の災害復旧に係るものを除く。)に関する指導及び助言に関すること。</li> <li>5. 公立のスポーツ施設の整備(学校の体育施設の災害復旧に係るものを除く。)のための補助に関すること。</li> <li>6. 私立学校教育の振興のための学校法人(放送大学学園を除く。)その他の私立学校の設置者、地方公共団体及び関係団体に対する助成(体育施設の整備に係るものに限る。)に関すること。</li> <li>7. スポーツ振興投票に関すること。</li> <li>8. 中央教育審議会スポーツ・青少年分科会の庶務に関すること。</li> <li>9. 独立行政法人評価委員会スポーツ・青少年分科会の庶務に関すること。</li> <li>10. 独立行政法人日本スポーツ振興センターの組織及び運営一般に関すること。</li> <li>11. 前各号に掲げるもののほか、スポーツ・青少年局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。</li> </ol>

注 所掌事務にスポーツを含まない課は省いた。

文部科学省組織令(2012)より作成

【表10-2】文部科学省スポーツ・青少年局の職務分掌

課名	所掌事務
スポーツ振興課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. スポーツの振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。</li> <li>2. スポーツのための補助に関すること。</li> <li>3. 国際的又は全国的な規模において行われるスポーツ事業に関すること。</li> <li>4. スポーツの振興に係る国際文化交流の振興に関すること(外交政策に係るもの及び国際統括官の所掌に属するものを除く。)</li> <li>5. 体力の保持及び増進の推進に関すること(参事官の所掌に属するものを除く。)</li> <li>6. 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、スポーツに係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。</li> <li>7. スポーツの指導者その他の関係者に対し、スポーツに係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。</li> </ol>
競技スポーツ課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. スポーツに関する競技水準の向上に関すること(国際統括官の所掌に属するものを除く。)</li> <li>2. 国際的又は全国的な規模において行われるスポーツ事業のうち、オリンピック競技大会、国民体育大会その他の国際的又は全国的な競技水準において行われるものに関すること。</li> </ol>

注 所掌事務にスポーツを含まない課は省いた。

文部科学省組織令(2012)より作成

【表10-3】各国のスポーツおよび学校体育所管省庁

国名	スポーツ所管省庁	学校体育所管省庁
イギリス	文化・メディア・スポーツ省	教育省
イタリア	青少年・スポーツ省	教育・大学・研究省
スウェーデン	文化省	教育・研究省
デンマーク	文化省	教育省
ドイツ	内務省	教育・研究省
フランス	スポーツ省	国民教育・青少年・非営利団体省
ロシア	スポーツ・観光・青年政策省	教育・科学省
カナダ	文化遺産省	各州の教育省
オーストラリア	保健・高齢者担当省	教育・雇用・職場関係省
ニュージーランド	文化遺産省	教育省
韓国	文化体育観光部	教育科学技術部
中国	国家体育総局	国務院教育部
日本	文部科学省	文部科学省

2010年12月現在。

各国政府資料(2010)より作成

## 1. 国のスポーツ政策の動向

### (1) スポーツ基本法

1961年制定の「スポーツ振興法」を50年ぶりに改正し、スポーツに関する基本理念を定めた法律。国と地方公共団体の責務やスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めている。2011年8月施行。

#### ◆スポーツ基本法の最大の特徴

前文に「スポーツ権」を明記

「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、(中略)スポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。」

## ◆スポーツ振興法からスポーツ基本法へ (生涯スポーツに関連する主な追加項目)

- 1) 国家戦略としてスポーツに関する施策を推進(前文)  
国の責務(第三条)、地方公共団体の責務(第四条)等
- 2) 障害者のスポーツ振興(基本理念ほか)  
施設整備(第十二条)、国体・障害者スポーツ大会(第二十六条)等
- 3) 学校施設の利用  
利便性向上のための施設改修や照明施設の設置等(第十三条)
- 4) 学校における体育の充実  
体育に関する指導の充実、施設の整備、教員の資質向上、  
地域における指導者等の活用(第十七条)
- 5) 地域におけるスポーツ振興のための事業への支援等  
地域スポーツクラブへの支援に言及(第二十一条)

【表10-4】各国のスポーツ基本法および振興法

国名(地域名)	法律の名称(制定年)
オーストラリア	オーストラリア・スポーツコミッション法(1989)
ブラジル	1998年3月24日の法律(通称ペレ法)(1998)
ブルガリア	体育・スポーツ法(1996)
カナダ	身体活動・スポーツ法(2003)
中国	中華人民共和国体育法(1995)
デンマーク	トップレベルスポーツ法(2004)
フランス	スポーツ法典(2006)
ギリシャ	アマチュア&プロスポーツ法(1999)
イタリア	イタリアオリンピック委員会の設立および組織に関する法律(1942) (イタリアオリンピック委員会の機能性を確保するための緊急規定に関する法律(1992))
韓国	国民体育振興法(1962)(1982年および2007年に全部改正)
ニュージーランド	スポーツ・レクリエーションニュージーランド法(2002)
日本	スポーツ基本法(2011)
ポルトガル	身体活動・スポーツ基本法(2007)
ロシア	身体活動・スポーツ法(1999)
スペイン	スポーツ法(1990)
トルコ	オリンピック法(1992)
アメリカ	オリンピック・アマチュアスポーツ法(1998)

各国資料(2010)より齋藤作成



## (2) スポーツ基本計画

スポーツ基本法第九条に基づき、2012年3月に策定。スポーツ基本法の理念を具体化し、今後のわが国のスポーツ施策の具体的な方向性を示すものとして、国、地方公共団体およびスポーツ団体等が一体となって施策を推進していくための重要な指針。10年間程度を見通した方針を定めるとともに、今年度からおおむね5年間に取り組む施策を体系化している。



### 主な政策目標(抜粋)

- 子どもの体力: 今後10年以内に昭和60年頃の水準を上回る
- 成人の週1回以上のスポーツ実施率が3人に2人(65%程度)
- 成人の週3回以上のスポーツ実施率が3人に1人(30%程度)
- オリンピックの金メダル獲得ランキング: 夏季5位以上、冬季10位以上

## ◆スポーツ基本計画に示された7施策

- 1) 学校と地域における子どものスポーツ機会の充実
- 2) ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- 3) 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備
- 4) 国際競技力の向上に向けた人材育成やスポーツ環境整備
- 5) オリンピック等の招致・開催を通じた国際交流促進
- 6) スポーツ界の透明性、公平・公正性の向上
- 7) トップスポーツと地域スポーツの連携・協働の推進

## ◆スポーツ基本計画：生涯スポーツに関する記述（抜粋）

### 1) 学校と地域における子どものスポーツ機会の充実

#### （今後の具体的施策展開）

- 地方公共団体においては、運動部活動の充実のため、児童生徒のスポーツに関する多様なニーズに応える柔軟な運営等を行う取組を一層促進することが期待される。
- 学校体育団体等スポーツ団体においては、主催する大会等について、国や地方公共団体と協議しながら総合型クラブで活動する生徒等の参加を認めたり、（中略）検討することが期待される。

## ◆スポーツ基本計画：生涯スポーツに関する記述（抜粋）

### 3) 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備

#### （今後の具体的施策展開）

- 地方公共団体においては、学校の体育に関する活動において、総合型クラブと連携し、地域のスポーツ指導者を積極的に活用することが期待される。
- 地方公共団体においては、休日におけるグラウンドや体育館の一般開放等の定期的な施設開放の実施や、時間帯・予約方法の工夫等による稼働率の向上を図るとともに、学校体育施設開放に係る責任・負担や利用調整等を地方公共団体・学校・地域が共同して担うことが可能となる施設の運営方法を検討し、共同利用化をより一層推進することが期待される。

## ◆「スポーツ振興基本計画」(2000)の成果検証

### ●地域におけるスポーツ環境の整備充実方策

- 1) 政策目標(抜粋): できるかぎり早期に、成人の週1回以上のスポーツ実施率が2人に1人(50%)となることを目指す。
- 2) 政策目標達成のため必要不可欠である施策:  
総合型地域スポーツクラブの全国展開

### 【2010年までの到達目標】

各市区町村において少なくとも1つは総合型地域スポーツクラブを育成  
各都道府県において少なくとも1つは広域スポーツセンターを育成

### 【目標達成状況】

成人の週1回以上のスポーツ実施率: 34.7%('97) ⇒ 45.3%('09)  
市区町村の総合型クラブ設置率: 13.1%('02) ⇒ 71.4%('10)

総合型地域スポーツクラブのスポーツ実施率向上への貢献度は?

## 2. 市区町村におけるスポーツ振興のあり方

### (1) スポーツ担当部局：教育行政と首長部局

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正（2007）を受けたスポーツ行政の教育委員会から首長部局への移管の動き。観光などのスポーツ関連業務の一元化・効率化と予算拡充が主な狙い。



学校部活動や学校体育施設開放は教育行政部局のまま  
⇒スポーツ関連行政の完全な一元化は不可能  
（国の「スポーツ庁」の姿は？）



移管による効果と課題の検証が必要

【表10-5】市区町村におけるスポーツ担当部署(2010、人口規模別)

	教育委員会		首長部局		その他		合 計
	自治体数	割合(%)	自治体数	割合(%)	自治体数	割合(%)	
1万人未満	275	96.5	7	2.5	3	1.1	285
1万人以上5万人未満	473	92.7	34	6.7	3	0.6	510
5万人以上10万人未満	202	90.2	22	9.8	0	0.0	224
10万人以上30万人未満	132	78.1	37	21.9	0	0.0	169
30万人以上50万人未満	31	72.1	12	27.9	0	0.0	43
50万人以上100万人未満	10	50.0	10	50.0	0	0.0	20
100万人以上	2	18.2	9	81.8	0	0.0	11
合 計	1,125	89.1	131	10.4	6	0.5	1,262

SSF「スポーツ振興に関する全自治体調査」(2011)

## (2) 地域スポーツ推進計画の策定

### ◆スポーツ基本法 第十条

都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)町村(中略)は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画(以下「地方スポーツ推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。



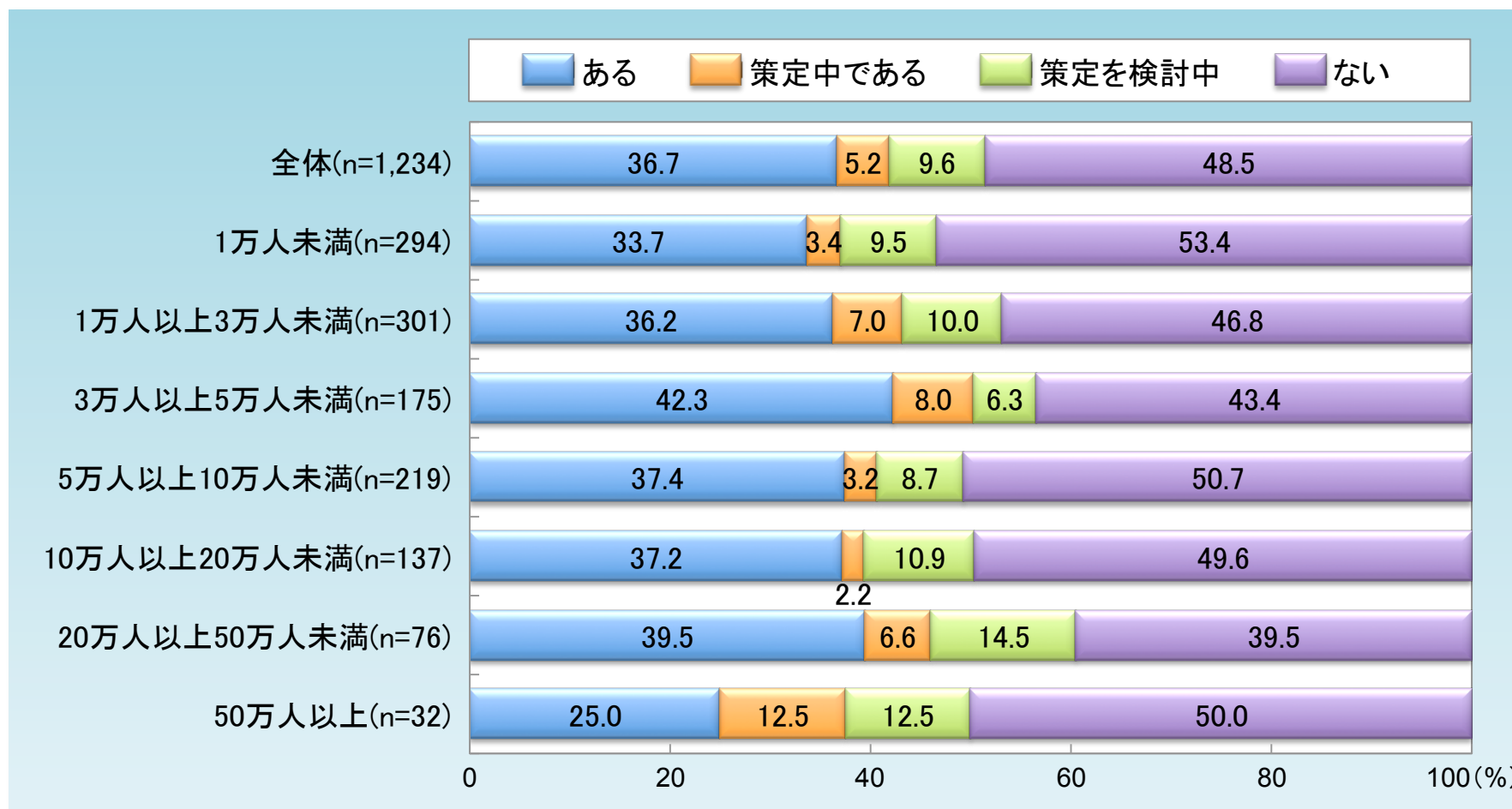
国の計画(2012年3月)を受けた新たな計画策定



過去の計画や施策の検証に基づいた計画づくりが不可欠  
⇒具体的な目標とその達成につながる事業を盛り込む  
(総合計画との関係に配慮も)



【図10-2】市区町村におけるスポーツ振興の指針となる計画や構想の策定状況(2010)



文部科学省「スポーツ政策調査研究」(2011)

【表10-6】スポーツ振興の指針となる計画や構想の内容(2010)

順位	都道府県 (n=46)	(%)	順位	市区町村 (n=450)	(%)
1	生涯を通じたスポーツ参加機会の充実	100.0	1	生涯を通じたスポーツ参加機会の充実	95.8
	地域スポーツを担う人材(指導者等)の養成・活用の充実	100.0	2	スポーツ施設の整備、有効活用	92.9
	ジュニア期からトップレベルに至る競技力の強化	100.0	3	地域スポーツを担う人材(指導者等)の養成・活用の充実	85.1
4	子どもの体力向上に向けたスポーツ機会の充実	97.8	4	総合型地域スポーツクラブの育成・支援	84.7
	総合型地域スポーツクラブの育成・支援	97.8	5	子どもの体力向上に向けたスポーツ機会の充実	80.0
	スポーツ情報の提供	97.8	6	スポーツ団体、学校との連携体制の構築	75.6
	スポーツ施設の整備、有効活用	97.8	7	高齢者の健康・体力づくり	74.7
8	学校における体育・運動部活動の改善・充実	95.7	8	学校体育施設の有効活用の推進	73.6
9	学校体育施設の有効活用の推進	93.5	9	スポーツ情報の提供	68.7
10	スポーツ団体、学校との連携体制の構築	91.3	10	地域のコミュニティの醸成	55.6
11	国民体育大会での成績向上	87.0	11	学校における体育・運動部活動の改善・充実	49.1
12	高齢者の健康・体力づくり	76.1	12	障害者のためのスポーツ支援	45.3
	スポーツに関する国際交流・協力の推進	76.1	13	ジュニア期からトップレベルに至る競技力の強化	38.0
	障害者のためのスポーツ支援	76.1	14	スポーツに関する国際交流・協力の推進	25.3
15	地域のコミュニティの醸成	63.0	15	地域特有の施策	20.0
16	地域特有の施策	39.1	16	国民体育大会での成績向上	9.6
	その他	19.6		その他	9.6

文部科学省「スポーツ政策調査研究」(2011)

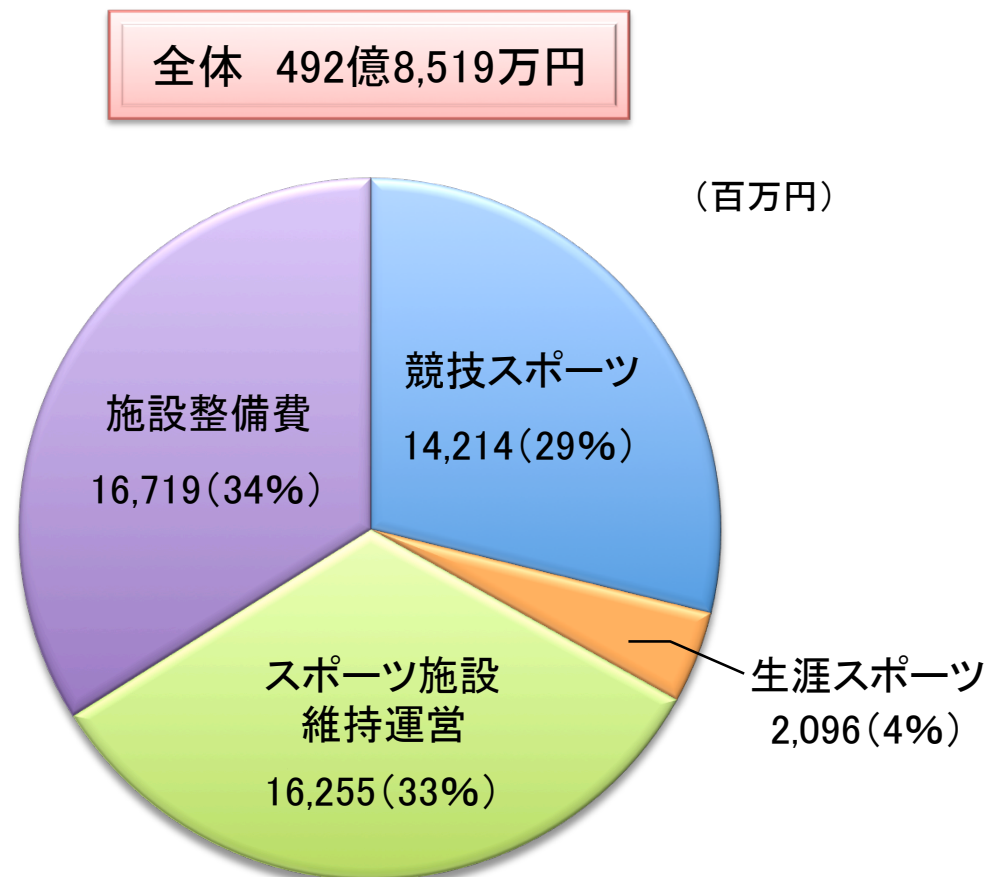
【表10-7】政令指定都市のスポーツ振興計画等の策定状況

指定都市	計画等の名称	計画期間
札幌市	札幌市スポーツ振興計画	2003年4月～2011年3月
仙台市	仙台市スポーツ振興基本計画(せんだいスポーツ元気プラン)	2002年10月～2011年3月
新潟市	新潟市スポーツ振興基本計画	2006年4月～2015年3月
さいたま市	さいたま市スポーツ振興計画(ジョイフルスポーツプランさいたま市)	2005年4月～2013年3月
千葉市	策定中	2011年4月～2016年3月
横浜市	ゆめはま2010プラン	1994年4月～2011年3月
	横浜市スポーツ振興基本計画	2006年4月～2011年3月
川崎市	策定中	
相模原市	相模原市スポーツ振興計画 地域スポーツ活性化プラン	2004年4月～2013年3月
静岡市	静岡市スポーツ振興基本計画	2008年4月～2015年3月
浜松市	浜松市スポーツ振興基本計画	2009年4月～2014年3月
名古屋市	なごやマイ・スポーツ推進プラン	2002年4月～2011年3月
京都市	京都市市民スポーツ振興計画	2001年4月～2011年3月
大阪市	大阪市生涯スポーツ振興計画	2003年4月～2014年3月
堺市	計画中	
神戸市	神戸アスリートタウン構想	1999年5月～2011年3月
岡山市	策定中	
広島市	策定中	2011年～2020年度
北九州市	北九州市スポーツ振興計画 -友・遊スポーツプランきたきゅうしゅう-	2006年4月～2011年3月
福岡市	福岡市スポーツ振興計画	2010年4月～2020年3月

2010年12月現在。

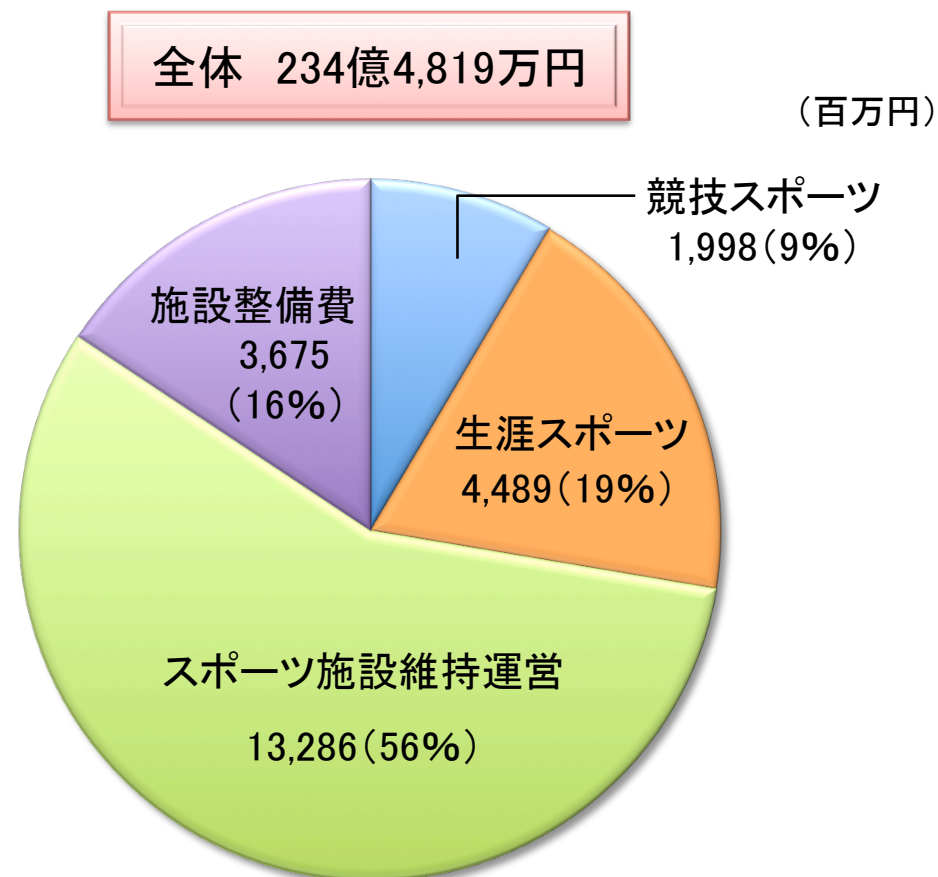
各市資料(2010)より作成

【図10-3】 都道府県のスポーツ関係予算(2009年度)



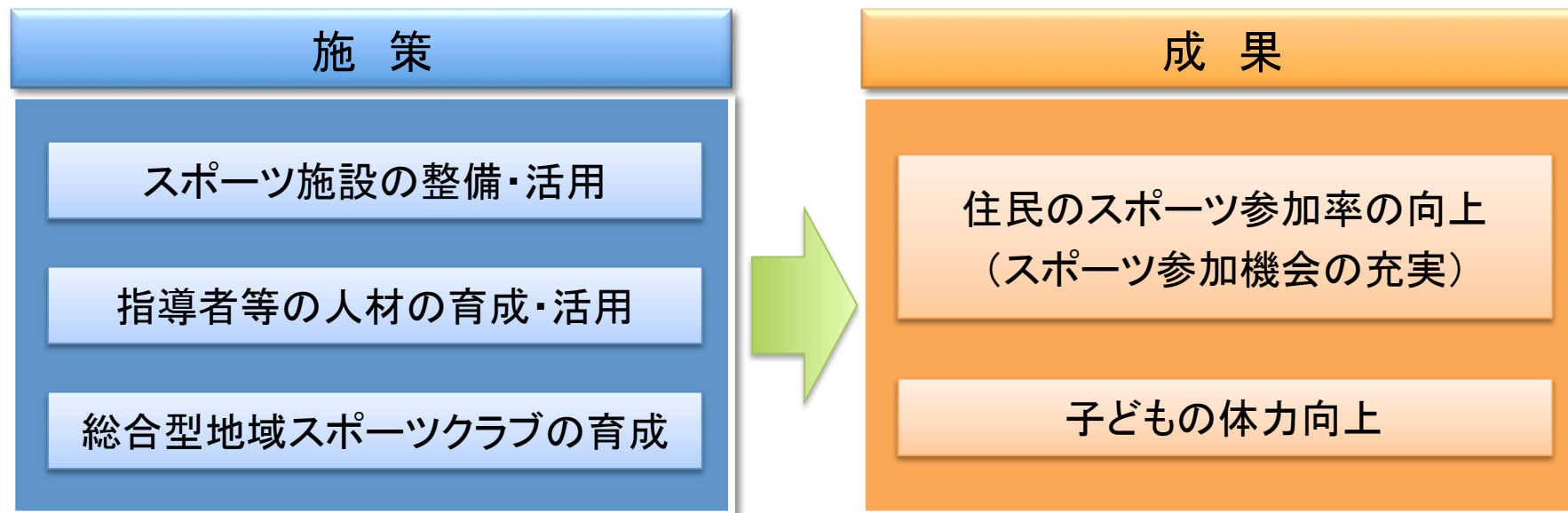
文部科学省資料(2010)より作成

【図10-4】政令指定都市のスポーツ関係予算(2009年度)



文部科学省資料(2010)より作成

## ◆市町村のスポーツ振興計画にみる主要な施策と成果



成果の指標となる国の目標(スポーツ基本計画)  
成人の週1回以上のスポーツ実施率65%

↓  
国の目標を「参酌」しつつも、地域の実態に即した目標を設定

### (3) 指定管理者制度の影響

地方自治法244条「公の施設の設置、管理及び廃止」の改正(2003)  
地方公共団体や公共団体が1/2以上出資する法人に限定されていた  
施設管理運営業務が、民間事業者にも可能に



「成果」と「代償」

公共施設の管理運営: 自治体の直営or公募によって決定した「指定管理者」への委託

- 民間スポーツクラブ等による施設運営サービスの向上
- スポーツ振興事業団の統廃合

【表10-8】 地方自治体におけるスポーツ振興に関する事業団・財団

【都道府県】

都道府県	名 称	設立年
岩手県	(財)岩手県スポーツ振興事業団	1985
宮城県	(財)宮城県スポーツ振興財団	1994
秋田県	(財)秋田県総合公社	2000
群馬県	(財)群馬県スポーツ振興事業団	1977
千葉県	(財)千葉県教育振興財団	2006
東京都	(財)東京都スポーツ文化事業団	1985
富山県	(財)富山県健康スポーツ財団	1999
岐阜県	(財)岐阜県イベント・スポーツ振興事業団	1998
愛知県	(公財)愛知県教育・スポーツ振興財団	1982
和歌山県	(財)和歌山県スポーツ振興財団	1974
広島県	(財)広島県スポーツ振興財団	1988
	(財)広島県教育事業団	1972
山口県	(財)山口県施設管理財団	1994
徳島県	(財)徳島県スポーツ振興財団	1997
愛媛県	(財)愛媛県スポーツ振興事業団	1974
高知県	(財)高知県スポーツ振興財団	1978
福岡県	(財)福岡県スポーツ振興公社	1989
熊本県	(財)熊本県スポーツ振興事業団	1996
大分県	(財)大分県文化スポーツ振興財団	1996

【政令指定都市】

指定都市	名 称	設立年
札幌市	(財)さっぽろ健康スポーツ財団	1984
仙台市	(財)仙台市スポーツ振興事業団	1991
千葉市	(財)千葉市スポーツ振興財団	1991
静岡市	(財)静岡市振興公社	1941
名古屋市	(財)名古屋市教育スポーツ協会	1983
大阪市	(財)大阪市スポーツ・みどり振興協会	1964
堺市	(財)堺市教育スポーツ振興事業団	1997
岡山市	(財)岡山市スポーツ・文化振興財団	1987
広島市	(財)広島市スポーツ協会	1986

SSF「スポーツ振興に関する都道府県・政令指定都市調査」(2010)  
より作成